平成２５年（フ）第４７３号
札幌市白石区栄通17丁目８番25―101号
破産者　的場　裕介
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７５号
札幌市中央区南３条西７丁目６番地３　エステラ南３条館Ｂ棟402号
破産者　安井淳之介
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
札幌市東区苗穂町４丁目４番17号、開始決定時の住所北海道小樽市松ケ枝１丁目24番11号
破産者　菊地　淳也
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７号
札幌市北区新琴似２条３丁目１番45号　匠Ａ棟２号
破産者　播磨　修一
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８０号
茨城県神栖市波崎9326番地
破産者　礒野　孝利
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６０号
川崎市川崎区中島３丁目19番９―203号　グレースナカジマ
破産者　亀山　　司
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
川崎市川崎区中島３丁目19番９―203号　グレースナカジマ
破産者　亀山眞紀子
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
富山県氷見市栄町19番18号　センチュリーハイツさかえ２―Ａ号室
破産者　釣井　　大
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２２９号
名古屋市昭和区滝川町47番地の６　ダイアパレス八事隼人池304号
破産者　長木　幸一
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９２号
名古屋市名東区香南１丁目103番地　猪子石南住宅４号棟401号室、住民票上の住所名古屋市天白区保呂町1406番地　ライオンズマンション保呂公園303号
破産者　鬼頭　宏明
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１３号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地14　本地ケ原住宅９―101
破産者　上林　敬行
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１号
大阪府泉南市馬場１丁目４番32号
破産者　辻　　正則
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８７号
神戸市東灘区深江本町１丁目５番３号　ハイム芦屋西101号、開始決定時の住所神戸市灘区高羽字瀧ノ奥５番地の３　リビオ六甲高羽514号
破産者　平野電気空調こと　平野　拓也
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県養父市長野164番地２
破産者　進元　　豊
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
広島市安佐南区沼田町大字伴3576番地２
破産者　冨田　義雄
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２号
広島市南区出島１丁目16番３―907号
破産者　川村　航志
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
広島市佐伯区湯来町大字麦谷1910番地
破産者　オーテックこと　大中　三生
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４号
開始決定時の住所北海道旭川市錦町20丁目2166番地の102
破産者　小瀧　　豊
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７３号
北海道留萌市野本町４番地の４　野本中央Ａ棟309
破産者　太田　正司（旧姓小原）
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部